

下関市の地番・家屋番号の変更を行います (山口地方法務局からのお知らせ)

山口県では、明治時代に宅地農耕地等に1番から順に地番（耕地番）が付されるとともに、山林原野等にも同様に1番から順に地番（山地番）が付されたことにより、重複する地番が多数存在しています。

山口地方法務局では、皆様の不動産に関する権利を保全し、円滑で安全な取引を図るため、山口県内全域で重複する地番の解消を図っています。

1 実施地区

下関市(旧下関市)です。

※ 実施地区の詳細は裏面のとおり

2 地番の変更の方法

山地番に10000番を加算し変更します。

例① 1番→10001番

例② 123番→10123番

※ 家屋番号も同じ方法で変更します。

3 地番変更の実施時期 令和2年1月15日

4 地番・家屋番号変更の通知

地番変更をした土地・建物の所有者の方には、地番変更の実施後(2月下旬)に、地番・家屋番号変更の通知を郵送します。

平成29年度から3か年計画により、下関市の全地域で山地番の地番変更を実施しています。

御不明な点などございましたら、以下までお問い合わせください。

〒753-8577 山口市中河原町6番16号

山口地方法務局登記部門

電話 050-3381-8756(直通IP電話)

(平日8:30~17:15)

※お客様に文書が届いた直後は、電話が混み合うことが予想されます。
御迷惑をお掛けしますが、御理解のほど、よろしく申し上げます。

住居表示地区（71地区）

垢田町1丁目	川中本町1丁目	西観音町
垢田町2丁目	関西町	幡生本町
垢田町3丁目	貴船町2丁目	幡生宮の下町
垢田町5丁目	熊野町1丁目	岬之町
生野町2丁目	向洋町3丁目	羽山町
一の宮卸本町	金比羅町	稗田町
一の宮住吉1丁目	栄町	稗田中町
一の宮町1丁目	大学町1丁目	稗田南町
一の宮町2丁目	大平町	東勝谷
一の宮町3丁目	宝町	東向山町
今浦町	竹崎町1丁目	藤ヶ谷町
後田町1丁目	竹崎町2丁目	藤附町
後田町3丁目	竹崎町3丁目	古屋町1丁目
王司上町1丁目	武久町1丁目	本町1丁目
王司上町2丁目	中央町	前勝谷町
王司上町3丁目	長府安養寺1丁目	前田2丁目
王司神田1丁目	長府江下町	丸山町3丁目
王司神田2丁目	長府才川1丁目	みもすそ川町
王司神田3丁目	長府才川2丁目	向山町
王司神田4丁目	長府豊浦町	棕野上町
大坪本町	長府松小田北町	棕野町1丁目
員光町1丁目	長府松小田中町	棕野町2丁目
員光町2丁目	長府松小田本町	山の田北町
上新地町2丁目	長府松小田南町	

大字地区（46地区）

一の宮東町1丁目	大字小野	大字稗田
一の宮東町2丁目	大字員光	大字福江
大字垢田	大字形山	大字藤ヶ谷
大字秋根	大字蒲生野	大字蓋井島
大字綾羅木	大字神田	大字松小田
大字有富	大字清末	大字松屋
大字伊倉	大字楠乃	大字棕野
大字石原	大字才川	大字六連島
大字井田	大字勝谷	大字安岡
大字植田	大字高畑	大字山田
大字宇津井	大字田倉	大字吉田
大字内日上	大字富任	大字吉田地方
大字内日下	大字豊浦村	大字吉見上
大字宇部	大字永田郷	大字吉見下
大字阿内	大字延行	大字吉母
大字小月町		